

JAPAN SMALL ANIMAL VETERINARY ASSOCIATION

JSAVA NEWS

No.167 Jan. 2020

一般社団法人 日本小動物獣医師会

〒105-0004 東京都港区新橋5-12-2 鴻盟社ビル5階
TEL. (03) 5843-7548 FAX. (03) 5843-7549

<https://www.jsava.org>



第 11 回定時社員総会



ーメールアドレス登録のお願いー

日小獣では、メールマガジンを発行しております。
様々な情報をお伝えするとともに、会員の皆様から
もご意見を頂いて参りたいと思っております。

メールアドレスの登録はホームページの会員ページよりお願いいたします。

切り取ってパソコンにお貼りください



一般社団法人
日本小動物獣医師会
<https://www.jsava.org/>

ユーザーID : jsava
パスワード : hitomi



獣医師倫理綱領

獣医学および獣医療は、動物の疾病の治療ならびに動物の健康の維持と増進を図ることにより、人の健康で文化的な生活の確保と福祉に寄与するもので、獣医師はその責務の重要性を認識し、自らの専門知識と技能を人のため、社会のために役立てるものである。

1. 獣医師は動物の生命を尊重し、人との関わりを深く自覚することによって、平和な社会の発展とより良い環境の確立に努める。
2. 獣医師は職務上の本分を自覚することによって、人の健康で文化的な生活の維持と福祉の増進に努める。
3. 獣医師は動物福祉の精神の基に、動物の苦痛の緩和と身体的障害の軽減に努める。
4. 獣医師は自らの職務に誇りと責任を自覚し、良識ある社会人としての人格と教養を高めるように心掛ける。
5. 獣医師は常に獣医学の知識と技術の習得に努めるとともに、その進歩・発展に尽くす。
6. 獣医師は適切かつ適正な獣医業に心掛けるとともに、互いに尊敬し、連携と協調の下に公正な獣医療の発展に努める。
7. 獣医師は人と動物の絆を尊重し、誠実さとやさしさをもって獣医療の内容をよく説明し、信頼を得るように努める。
8. 獣医師は獣医学と獣医療を通して、社会の発展に尽くすとともに、法令の遵守および法秩序の形成に努める。

CONTENTS

●会長挨拶	P4
●役員名簿	P5
●理事会報告	
○令和元年第4回理事会	P6
○令和元年第5回理事会	P10
●委員会報告	
○学術委員会	P13
○JSAVA ニュース編集部	P13
●コラム	
○獣医療に関する法律ひろば	P14
○もう面倒じゃない！パスワード管理	P16
○最近の獣医師賠償責任保険の対応報告	P18
●ニュース&インフォメーション	
○新規入会会員	P20
○令和元年度上半期補助犬募金協力病院一覧	P21
●編集後記	P22

会長挨拶

一般社団法人 日本小動物獣医師会 会長 上田 嘉之

新春を寿ぎ謹んでお喜び申し上げます。会員の皆様にはお健やかに初春をお迎えのことと拝察いたします。皆様に幸多き年でありますよう心からお祈りいたします。

昨年を振り返りますと、新天皇陛下が御即位され元号が平成から令和に変わる特別な年となりました。また、ラグビーワールドカップが日本で開催され、にわかファンと共に全国で日本代表の活躍に大いに盛り上がりました。今年は、オリンピックイヤーであり東京で開催されます。日本選手の活躍を願い、大いに盛り上がることを期待しています。

一方、連日40度を超えるような猛暑が続き日本近海の海水温が下がらない状態等により、気象庁が「一気に世界が変わる」という表現をするような台風・大雨・水害による自然災害にまたしても見舞われました。自然の猛威を感じるとともに人の非力さを見せつけられました。被害を受けられた方にはお見舞い申し上げますとともに、被害が少なくとも近隣の被害により生活・仕事に支障をきたしておられる方々に一日も早く平穏な生活に戻れることを心よりお祈りしております。

本会に話を戻しますと、就任以来の課題である必要経費削減に理事・監事・事務局員のご協力の下取り組んでまいりました。理事定数の削減をはじめ昨年に事務局を新橋に移転したことにより賃料の削減を実現することができました。さらなる課題として、以前よりお話させていただいており

ます総会開催方法、総会関連費用についても検討させていただきたいと思っております。総会会場費は無論の事、代表社員として総会に出席していただく社員の方々に交通費の実費を支給しております現状であります。この交通費の実費支給が総会開催経費のかかなりのウエートを占めております。総会が直接お話をお聞きできる貴重な機会であることは十分承知しておりますが、交通費の見直しについて検討させていただくことにご理解とご協力をお願いいたします。

また近年、団体会員に対し個人会員の割合が増えてきています。現状定款では個人会員は総会出席に際し20名以上のグループを本会に申請していただき理事会承認の後グループとして登録していただき20名につき1名の代表社員登録が可能となり総会に出席できることになっております。このように個人会員の在り方も時代に即した見直しをしていかなければならないと考えております。

最後になりますが、日小獣は全国の小動物開業獣医師による小動物開業獣医師の為の会であるという原点を忘れず、獣医事問題対応、学術、会員の災害対策および福祉と社会貢献を更に充実したものにし、会員の皆様のお役に立てるよう強く魅力ある組織にしていきたいと考えております。

小動物獣医師の業界が未来あるものとなりますよう本年も会員の皆様方のご指導、ご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。



役員名簿

(166号新役員名簿の訂正)

JSAVA ニュース 166 号に掲載しました役員改選に伴う新役員名簿に誤りがありましたので、改めて掲載させていただきます。

会 長	上田 嘉之	(般社) 兵庫県開業獣医師会
副会長	長崎 淳一	個人・香川県開業
〃	林 健一	(公社) 愛知県獣医師会
〃	佐伯 潤	日本小動物獣医師会大阪府支部会
理 事	佐藤 順子	(公社) 宮城県獣医師会
〃	稲庭 瑞穂	(公社) 群馬県獣医師会
〃	渡邊 言之	(般社) 日本小動物獣医師会千葉県支部
〃	加藤 憲一	(般社) 日本小動物獣医師会千葉県支部
〃	松木 正信	(公社) 神奈川県獣医師会
〃	北澤 浩一	(公社) 神奈川県獣医師会
〃	鈴木 淑剛	(公社) 静岡県獣医師会
〃	中山聰太郎	(公社) 岡山県獣医師会
〃	村井 厚士	広島県小動物開業部会
〃	三浦 浩史	個人・熊本県開業
監 事	矢部 真人	(公社) 栃木県獣医師会
〃	富山 久利	(般社) 日本小動物獣医師会千葉県支部

理事会報告

令和元年度第4回理事会開催概要報告

開催日時：令和元年9月8日(日)13:00~16:00

開催場所：TKP新橋汐留ビジネスセンター
カンファレンスルーム 103

役員の現在数：理事14名、監事2名計16名

出席者：上田会長、長崎・林両副会長、佐藤・
稲庭・渡邊・加藤・松木・北澤・中山・
村井・三浦各理事、矢部・富山両監事

欠席：佐伯副会長、鈴木理事

■会長挨拶

本日はお忙しい中、また暑さ厳しい中お集まりいただきましてありがとうございます。台風15号が関東に接近中ということで、帰りの交通機関の乱れが心配されております。皆様にはご協力いただきまして、すみやかな議事進行とさせていただきたいと思っておりますのでご協力のほどよろしくお願いいたします。

まず最初に、JSAVAニュースにおきまして、理事の記載漏れ、所属の間違い等がございました。これに関しましては弁解の余地がございません。中山先生、鈴木先生には本当にご迷惑をおかけして申し訳ないと思っております。今後は二重三重のチェックを行いまして間違いのないよう努めさせていただきますと思います。

6月末に愛玩動物看護師法が制定公布されました。詳細は未定ではありますが、我々開業獣医師にとっても非常に関係が深いところでありまして、動物看護師という名称独占も然りでありまして、現在各動物病院で勤務されている現行の動物看護師の方々が、今までどおりの獣医療の診療補助業務を行えるかどうかが一番重要な点ではないかと思えます。また、現在発表されているものでは、診療の補助が獣医師の指示によって行われるということになっておりますが、指示の規定が曖昧といいますか、獣医師がその場で監督していなくても業務を行えるようになることも取れますので、その辺をしっかりとしていけないといけな

と思います。動物病院に勤務していなくても、獣医師と連携して獣医師の指示により、愛玩動物看護師が独自に業務を行えることになれば問題であると考えます。これらを踏まえて注意深く見守ることが大事であります。関係機関に強く働きかける事が重要であると思っております。

また、最近犬のワクチンの製造中止のメーカーが出ましたけれど、我々にとってワクチン等の薬品は日常の業務において非常に重要なものであると考えております。動物用医薬品につきましては、その効果はもとより安定供給が重要であると考えます。今日の資料にもありますが、日小獣よりワクチンメーカーに要望書を提出させていただきました。最後になりますが、獣医事対策委員会を除く各委員会がスタートしております。各委員会には、新しく理事になられた先生方にも慣れていただくために、稟議書だとか報告書を回してもらおうようにお伝えしています。そこで何かお気づきになったことや、もっとこうしたらいいのではないかというようなアイデアや意見を、新鮮な目で見ていただいて挙げていただければ今後の発展につなげていけると考えています。自分の委員会に限らず忌憚ない意見をいただけますようお願いをさせていただきます挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

なお、会議に先立ち、協議事項②に関連して、HP制作会社により、HPリニューアルサンプルの掲示、説明が行われた。

■会務報告

報告事項：平成31年6月9日以降の主要事項、
6月9日以前の事項は令和元年度第3回理事会（6月9日開催）で報告済み

1. 会議

- | | |
|--------------------|-------|
| (1) 令和元年度会務運営推進役員会 | 6月9日 |
| (2) 令和元年度第3回理事会 | 6月9日 |
| (3) 執行理事会議 | 8月12日 |

- (4) 令和元年度会務運営推進役員会 9月8日
- (5) 令和元年度第4回理事会 9月8日
- (6) 上期監査(予定) 10月20日
- (7) 令和元年度会務運営推進役員会(予定) 12月8日
- (8) 令和元年度第5回理事会(予定) 12月8日

2. 会員の動き等人事関連事項

- (1) 会員の入退会(6月6日~8月23日受付)
 - ア. 団体の退会 1団体
岐阜県小動物協議会
 - イ. 団体所属会員の入会 21名
北海道1、宮城1、福島1、埼玉1、千葉3、名古屋4、大阪2、兵庫1、岡山1、広島6
 - ウ. 団体所属会員の退会 52名
岩手1、山形1、福島3、茨城1、埼玉4、千葉11、神奈川1、横浜1、新潟1、石川1、福井1、長野3、静岡1、愛知1、名古屋5、大阪3、兵庫4、和歌山1、広島4、徳島1、長崎3
 - エ. 所属変更 17名
杉田泰朗、佐藤暁洋、山下正弘、山村宜文、加藤宣之(岐阜県小動物協議会から個人会員)
金沢政樹(東三河小動物臨床研究会から個人会員)
野田一光、出馬武(三重県中央臨床研究会から三重県開業獣医師会)住田規雄(北九州市獣医師会から個人会員)
原口宜也、藤本晋輔、陣田誠士、園田偉司、甲斐原徹、赤司英雄、黒川信二、永田悦生(熊本県獣医師会から個人会員)
 - オ. 個人会員の退会 10名
新妻勲(埼玉)、赤崎敏江(東京)、今井邦博(大阪)、酒井博邦・小林英子(兵庫)、佐伯達朗・前田祐司(山口)、網野志明(福岡)、中園敏(宮崎)吉原幸宏(鹿児島)
 - カ. 賛助会員の退会 2社1校
(株)Zpeer、(株)トンボ、(学)シモゾノ学園国際動物専門学校

- (2) 顧問の異動
宮城県獣医師会 渡邊清博会長(末永朗前会長から変更)
山形県獣医師会 片桐弘一会長(渡邊健前会長から変更)
横浜市獣医師会 太田雄一郎会長(井上亮一前会長から変更)
兵庫県獣医師会 長谷川哲也会長(立田壽前会長から変更)

3. 第11回定時社員総会関連

- ・関係団体あて新役員挨拶状の送付

4. 各委員会等関連事項

- (1) 総務委員会
委員会の開催(7/28)
- (2) 獣医事対策委員会
委員会の開催予定(9/16)
ワクチンメーカー5社へのワクチンの安定供給に係る要望書の送付
- (3) 学術委員会
委員会の開催(7/15)
- (4) 事業委員会
委員会の開催(8/18)
- (5) JSAVA ニュース編集部
委員会の開催(6/23)
JSAVA ニュース 166号の発行
- (6) その他
ホームページ見直し打ち合わせ会議(6/23、8/1)

5. その他

- ・日本獣医師会「第76回通常総会」(6/25、明治記念館)への上田会長出席。
- ・日本動物看護職協会「第11回定時代議員総会」(6/30、東京大学弥生講堂)への上田会長出席。
- ・動物看護師統一認定機構「第5回臨時理事会」(7/8、機構事務局)への矢部監事出席。
- ・日本臨床獣医学フォーラム「WJVF第10回大会」(7/12-14、ホテルニューオータニ大阪)への後援と上田会長の出席。
- ・「愛玩動物看護師法制定・動物愛護管理法改正記念祝賀会」(8/1、明治記念館)への上田会長、

長崎・佐伯両副会長出席。

- ・動物看護師統一認定機構「第4回通常理事会」(8/23、機構事務局)への矢部監事出席。
- ・全国学校飼育動物研究会「第21回全国学校飼育動物研究大会」(9/15、東京大学弥生講堂)への後援。
- ・「FASAVA-TOKYO2019、第21回日本臨床獣医学フォーラム」(9/25-29、ホテルニューオータニ)への後援。
- ・日本身体障害者補助犬学会「第12回学術大会」(10/5、京王プラザホテル)への後援。
- ・ヤマザキ学園「第8回ヤマザキ動物愛護シンポジウム」(10/12、YAMANOホール)への後援。
- ・日本動物病院協会「年次大会2019」(10/13-14、東京大学弥生講堂他)への後援。
- ・ダクタリ会「創立50周年記念講演」(10/24、シェラトン都ホテル東京)への後援。

■議 事

協議事項

① 会員の入退会について

岐阜県小動物協議会が団体会員の退会、Zpeerとトンボとシモゾノ学園国際動物専門学校が賛助団体会員の退会、沖縄の長山希世香先生の入会が承認され、事務局にて長山先生の入会手続きを取るようになった。

② 本会HPについて

会議開催前に行われたHP制作会社「八百万(やおよろず)プロジェクト」の河合代表他1名からのプレゼンテーションを参考にHPのリニューアルをお願いすることを決定し、契約することとなった。

③ 定款施行規則変更について

・定款第1章第2条

事務局移転に伴い住所が変更されているが、定款では「東京都港区内」となっているため、変更の必要はない。

・定款第1章第13条

「部会および委員会運営規定」を改正する手続きをとれば対応できるため、変更の必要はない。

・役員選任規程の一部文言の変更

「なお、推薦人は同一役員立候補者に重複して推薦人になることができない。」の文言が分かり難いため、「なお、推薦人は同一役職に立候補する複数の候補者に対して、重複して推薦人となることはできない。」に変更した。

・電磁書面決議

定款においては第6章第33条に電磁的決議の内容が記載されているが、従来はメールでの稟議で同意後に同意書の送付を行っていたところを、メールだけで承認できるように変更した。執行理事は監事に議案提出のお願いをし、承諾されれば理事に電磁書面で決議を求める。

④ 本会「身体障がい者補助犬助成普及啓発規程」および「身体障がい者補助犬助成規程施行細則」について

以下、変更文章のみ掲載

身体障がい者補助犬助成普及啓発規程
(目的)

第1条 身体障がい者補助犬助成普及啓発規程(以下、「本規程」という)は、身体障がい者補助犬(以下、「補助犬」という)の社会的認知の向上と健康管理の奨励を図るため、補助犬の診療を受ける身体障がい者補助犬使用者(以下、「ユーザー」という)に対する助成と補助犬の普及、啓発を目的とする。
(補助犬助成普及啓発事業の推進と執行)

第2条 補助犬助成普及啓発事業は、一般社団法人日本小動物獣医師会(以下、「本会」という)が窓口になって推進し、理事会の議決をもって執行される。

(補助犬助成普及啓発資金)

第3条 補助犬助成普及啓発資金は、以下の金員とする。

3) その他、本会の補助犬助成普及啓発資金専用口座において管理される金員

(補助犬助成普及啓発資金の管理)

第4条 補助犬助成普及啓発資金は、会長が指名し、理事会で承認された理事(以下、「担当理事」という)が管理する。

2. 担当理事は、会長、理事会、または監事から要請があったときは、補助犬助成普及啓発資金の用途並びに管理状況について報告し、必要な監査に応じなければならない。

(補助犬助成普及啓発)

第5条 3. 補助犬の普及啓発に必要な事業は担当理事が所属する委員会（以下、「担当委員会」という）で協議後、理事会の議決を経て実施する。

(補助犬助成普及啓発費)

第6条 2. 補助犬普及啓発事業費の金額は毎年見直すこととし、担当委員会で協議後、理事会の議決を経て決定する。

(助成審査)

第8条 助成審査は、規程施行細則に拠り担当委員会で協議後、理事会の議決を経て本会会長が決定する。

(助成普及啓発費の拠出報告)

第10条 ユーザーに対する助成費の拠出終了後、担当委員会は速やかに本会会長に報告する。

(規程の改廃)

第12条 規程の改廃は、担当委員会で協議後、理事会の議決を経て本会会長が定める。

以上のとおり、身体障がい者補助犬助成普及啓発規程の文言の変更を承認し、施行日を令和元年9月8日とした。

⑤ その他会務運営関連事項について

ワクチンの要望書提出について、共立製薬、京都微研に要望書を提出する事を承認した。

JSAVAニュースについて、年4回発行予定を今年度は3回に変更する。

岩手大学、宇塚先生からの放射線教育訓練について提案があったが、詳細を調査後、対応を検討する。

■監事講評

富山監事：台風が近づいているので皆さん早く帰りましょう。ご苦労様でした。ただ、ご経験のない理事さんがたくさんいらっしゃるの、わからなければどんどん先輩に聞いてください。それから自分の担当委員会以外の事でも、会長が挨拶の中でおっしゃったように、質問したり意見を言ったりしてください。それとちょっと大変かもしれませんが、矢部監事から前回事事に宿題として出されていましたが、自分の今考えている事あるいは理事になる前に考えていた事があれば、事務局に出していただいてそれを理事会で検討していくというようなことの方がいいと思うので、出来るだけ少し早く出していいただければと思います。お願いいたします。

以上

当日、夕刻より、台風15号が関東地方を襲い、千葉県を中心に大きな被害が発生した。



令和元年度第5回理事会開催概要報告

開催日時：令和元年12月8日(日)13:00～16:00

開催場所：TKP新橋汐留ビジネスセンター
カンファレンスルーム B201

役員の現在数：理事14名、監事2名計16名

出席者：上田会長、長崎・林・佐伯各副会長、佐藤・稲庭・渡邊・加藤・松木・北澤・鈴木・中山・村井・三浦各理事、矢部・富山両監事

■会長挨拶

皆様、本日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

新体制となり半年がたちました。それぞれの委員会活動は動いており新任理事の皆様には要領も分かっていたことと思います。

本日の理事会でも各委員会からの報告、企画提案等が色々あると思います。理事会では、皆様に活発な意見を担当に関わらず出していただきまして日小獣をより良い方向へ向かえるようによりしくお願いいたします。

今年を振り返りますと、また台風、水害と大きな災害に見舞われました。先日の新聞報道では、台風19号で栃木県のペットショップ内で販売されていた仔犬16頭、子猫1頭が死亡したとありました。台風の接近に伴い、22頭の仔犬・子猫をケージに入れ棚の高いところに避難させていたにもかかわらず店舗内に浸水し棚自体が倒れ水につかり悲劇を招いたとのことでした。この報道を見て「想定、想定外」についてどこまでしなければならないのかと考えさせられました。

災害対策委員会には、今回も会員の安否確認、被害状況等の情報収集に動いていただきました。ありがとうございました。

後ほど報告があると思いますが、会員の為の災害対策、被災会員目線での情報の集め方、お見舞い、募金等、日小獣として何が出来るのかを検討していただきました。

また、本日の協議事項でもありますが、総会について協議していただく事になっております。

それに関連して、JSAVAニュースの新年あい

さつでも触れましたが、個人会員の在り方についても早急に検討していかなければならないと考えております。現状では実質個人会員はグループを作る以外総会に出席出来ない事になっております。

個人会員の割合が増えてきていることを踏まえ、どの様に会員の権利の平等性を保つのか、ご意見、ご要望をお聞きするのか等々、時代に即したものにしていかなければならないと思っております。

会長挨拶後、ホームページ制作会社「八百万プロジェクト」より、リニューアルしたHPの説明が行われた。

■会務報告

I. 会務報告

報告事項：令和元年9月8日以降の主要事項、9月8日以前の事項は令和元年度第4回理事会(9月8日開催)で報告済み

1. 会議

- | | |
|------------------------|-----------|
| (1) 令和元年度会務運営推進役員会 | 9月8日 |
| (2) 令和元年度第4回理事会 | 9月8日 |
| (3) 上期監査 | 10月20日 |
| (4) 令和元年度会務運営推進役員会 | 12月8日 |
| (5) 令和元年度第5回理事会 | 12月8日 |
| (6) 予算編成会議(予定) | 令和2年2月16日 |
| (7) 令和元年度会務運営推進役員会(予定) | 3月15日 |
| (8) 令和元年度第6回理事会(予定) | 3月15日 |

2. 会員の動き等人事関連事項

- (1) 会員の入退会(8月26日～11月22日受付)
- ア. 団体所属会員の入会 3名
静岡1、大阪1、愛媛1
- イ. 団体所属会員の退会 16名
北海道2、宮城1、仙台1、埼玉2、千葉2、横浜市1、新潟1、愛知2、大阪4
- ウ. 所属変更 1名
倉内英敏(北九州市獣医師会から個人会員)

- エ. 個人会員の入会 1名
野坂昭文（東京）
- オ. 個人会員の退会 4名
村中志朗、飯塚脩（以上2名東京）、三本隆行（奈良）、城戸洋（宮崎）
- カ. 賛助会員の退会 1社
（株）サン・クロレラ

3. 各委員会等関連事項

- (1) 総務委員会
社員総会の在り方について
- (2) 獣医事対策委員会
委員会の開催（9/16）
獣医事講演会の開催予定（12/22、兵庫県開業獣医師会）
- (3) 学術委員会
生涯教育・卒後研修講習会について
委員会報告参照
- (4) 事業委員会
委員会の開催（10/6）
日本身体障害者補助犬学会「第12回学術大会」への参加（10/6、京王プラザホテル）
台風15・19・21号による被災会員へのお見舞金およびお見舞文の送付と被災会員所属の獣医師団体へのお見舞文の送付
- (5) JSAVA ニュース編集部
委員会の開催予定（12/15）
JSAVA ニュース167号の編集
- (6) その他
日本ビスカとの打ち合わせ会（11/19）

- ホームページ打ち合わせ会（11/19）
- 名古屋市獣医師会との会合（11/24）
- 薬用量マニュアル第5版打ち合わせ会議予定（12/22）
- 動物看護師養成認定校合同会議の開催準備

5. その他

- ・日本身体障害者補助犬学会「第12回学術大会」（10/6、京王プラザホテル）へ上田会長出席。
- ・日本介助犬協会「開所10周年記念式典」（11/1、長久手市文化の家）へ林副会長出席。
- ・ペットとの共生推進協議会「第8回シンポジウム」（11/17、東京大学弥生講堂）への後援。
- ・レインボークラブ「市民公開講座」（12/22、栃木県動物愛護指導センター）への後援。
- ・インターペット「インターペット2020」（3/26、東京ビックサイト）への後援。

II. 協議事項

1. 会員の入退会について

野坂昭文（東京）先生の入会が承認され、事務局にて野坂先生の入会手続きを取ることとなった。また、（株）サン・クロレラの賛助団体会員の退会も承認された。

2. 総会の在り方の検討

総会における代表社員の交通費が、財政を圧迫していることについて、「代表社員の交通費支給の減額」「代表社員数の削減」等の提案がされ、協議を行った。様々な意見が出され、総務委員会で検討して、3月の理事会で提案する



こととなった。

3. その他会務運営関連事項について

動物診療助手（仮称）プロジェクト

愛玩動物看護師の国家資格誕生により、現在の日小獣認定及び機構認定の動物看護師が「動物看護師」の名称を使えなくなる事について、協議が行われ、動物診療助手（仮称）の資格設定のプロジェクトを進めることになった。

監事講評

理事全員による意見発表は、理事会としては初めての試みですが、理事の皆様の貴重なご意見、ご提案をいただき、有難うございました。

今後、執行部はこの事を、参考に、積極的に事業に活用していただきたい。

動物看護師を募集される先生の 連絡をお待ちいたします

本会では、ホームページ、JSAVA ニュースに動物看護師募集記事を無料掲載致します。

是非、ご利用いただきたくお願い致します。また、新たに動物看護師採用予定の先生は、下記の事項を本会事務局までお知らせ下さい。

記

- *病院名：
- *住 所：
- *院長名：
- *担当者名：
- *TEL：
- *FAX：
- *メールアドレス：
- *募集人数：動物看護師 名

*印は必ずご記入ください。
掲載申し込みはFAXまたはメールで日小獣事務局 谷浦宛 お送り下さい。

FAX：03-5843-7549

メール：jsavainfo@jsava.org

ホームページでの掲載期間は原則3カ月とします。

先生は日小獣ホームページに
最近アクセスなさいましたか？

URL：<https://www.jsava.org>

ユーザーID：jsava
パスワード：hitomi

QRコードからアクセス→



委員会報告

〈学術委員会〉

本年度、学術委員会は生涯教育と感染症の二つの分野を担当して活動しています。

【生涯教育】

令和元年度生涯教育・卒後研修講習会の予定は次の通りです。

令和2年1月26日実施予定団体

- ・公社) 名古屋市獣医師会
講師：古家 優先生 (大阪府立大学)
テーマ：大学病院に来院する消化器疾患ケースシリーズ
会場：名古屋市獣医師会館
- ・般社) 愛媛県開業獣医師会
講師：高橋広樹先生 (麻布大学)
テーマ：眼科診療アップデートセミナー
会場：未定

令和2年2月2日実施予定団体

- ・公社) 宮城県獣医師会
講師：古家 優先生 (大阪府立大学)
テーマ：大学病院に来院する消化器疾患ケースシリーズ
会場：仙都会館
- ・公社) 山梨県獣医師会
講師：高橋広樹先生 (麻布大学)
テーマ：眼科診療アップデートセミナー
会場：昭和町西条彩の広場管理棟会議室

令和2年3月中実施予定団体

- ・公社) 栃木県獣医師会
講師：左近充 巖先生 (北里大学)
テーマ：整形外科 (特に骨折、関節)
会場：未定

日程の未定の団体

- ・北海道小動物臨床獣医師会
講師：菅野 信之先生 (動物循環器病センター)
テーマ：循環器

- ・公社) 京都府獣医師会小動物部会
講師：手嶋 健次先生 (日本大学)
テーマ：麻酔・鎮痛・神経ブロック、循環管理、人工呼吸器
- *次年度生涯教育講習会で取り上げてほしいテーマ、ご講演頂きたい講師の先生などご希望がありましたら、事務局までお寄せください。次回委員会で検討させていただきます。

〈JSAVAニュース編集部〉

JSAVAニュース166号に掲載しました役員改選に伴う新役員名簿に誤りがありましたこと、お詫びいたします。正しい役員名簿は、3ページに掲載しています。

JSAVAニュースは、年4回発行の予定でしたが、毎年、新年第一号が1月から月の代わる頃発送になっていましたし、前号との期間が短かったため、年3回の発行とし、新年第一号が新年早々に届くよう計らいました。なお、JSAVAニュース167号編集会議を、第5回理事会の翌週12月15日に開催いたしました。



獣医療に関する法律ひろば

みらい総合法律事務所弁護士 小堀 優

こんにちは。弁護士の小堀です。

前回のコラム（「JSAVA NEWS」No.166）では、動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護管理法」といいます。）の改正についてお話を致しました。

その際、改正のポイントの一つとして、「獣医師の通報義務」について少し触れたのですが、獣医師の診療業務に大きな影響があり、皆様の関心が高いと思います。そこで、今回は「獣医師の通報義務」について、もう少し掘り下げてお話し致します。

1. 獣医師の通報義務（改正動物愛護管理法第41条の2）について

(1) まず、今回改正された条文を見てみましょう。

改正動物愛護管理法第41条の2（獣医師による通報）

獣医師は、その業務を行うに当たり、みだりに殺されたと思われる動物の死体又はみだりに傷つけられ、若しくは虐待を受けたと思われる動物を発見したときは、遅滞なく、都道府県知事その他の関係機関に通報しなければならない。

改正前の条文では「都道府県知事その他の関係機関に通報するよう努めなければならない。」と、「努力義務」とされていましたが、今

回の改正によって、獣医師にとって、動物虐待の被害を受けたと思われる動物を発見したときは、都道府県知事等に通報することが「法律上の義務」となります。

(2) 次に、通報すべき事案である「虐待」ですが、以下のような行為が虐待に当たるとされています。

そして、今回の改正では、「虐待」に関する条文も改正されています（下線部分参照）。

改正動物愛護管理法第44条（罰則）第2項

2 愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、又は飼養密度が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であって疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であって自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行った者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

【動物虐待行為の類型】

積極的（意図的）虐待	ネグレクト
やっつけてはいけない行為を行う、行わせる	やらなければならない行為をやらない
<ul style="list-style-type: none"> 殴る、蹴る、熱湯をかける、暴力を加える、酷使すること など 身体に外傷が生じる恐れのある行為だけでなく、心理的抑圧、恐怖を与える行為も含む 	<ul style="list-style-type: none"> 健康管理をしないで放置 病気を放置 世話をしないで放置 など

（出典：環境省自然環境局総務課動物愛護管理室「改正動物愛護管理法の概要」）

今回の改正では、虐待の対象となる行為として、動物の身体に外傷が生じるおそれのある暴行を加える行為や、外傷が生じるおそれのある行為をさせること、そして、いわゆる多頭飼育による劣悪な環境で飼育する行為が、虐待行為として追加されています（下線部分参照）。そのため、怪我をしているような場合のみならず、衰弱、疾病、飼育環境、衛生環境等の諸事情からも虐待と判断すべきケースもあります。

(3) このように、殺されたと思われる動物の死体や、傷つけられた動物、上記のような虐待を受けたと思われる動物を発見したときは、獣医師は、都道府県知事等に通報すべき義務があります。なお、条文上「みだりに殺されたと思われる動物の死体又はみだりに傷つけられ、若しくは虐待を受けたと思われる動物を発見したとき」と規定されていますので、証拠上虐待があると断定できなくても、虐待を推認できる状況であれば、通報すべき義務があることとなります。

2. どこに通報すればよいか？

次に、どこに通報すればよいかについては、改正法では「都道府県知事その他の関係機関」とのみ規定され、具体的な通報先は条文で明示されておられません。

法改正に向けた審議過程では、動物愛護センターを通報先とする案も出ていたのですが、審議の結果、条文には定めず、各地方自治体の運用に委ねられることとなりました。

例えば、大阪府では、2019年10月に、大阪府と協力して、大阪府動物虐待通報共通ダイヤル「おおさかアニマルポリス#7122」を設置しました。「#7122」は「悩んだら・わん・にゃん・にゃん」とのことで、わかりやすい通報窓口だと思います。

通報を受けた地方自治体は、警察とも連携し、虐待であれば警察が、虐待ではないものの飼育環境に問題があれば行政が対応することになります。

3. 飼い主の個人情報保護との関係は？

このように、獣医師には、虐待が疑われる事案を発見した際には通報義務が課されることとなりましたが、もし仮に、動物の診察をした際に、虐待の疑いを認知したとして行政に通報した場合、飼い主との間でトラブルになる可能性を懸念するのではないのでしょうか？

とりわけ、飼い主の個人情報保護との関係が気になるところです。

個人情報保護法第23条第1項では、原則として個人情報を第三者に提供するには本人の同意をとることを定めていますが、一定の例外も定めています。具体的には「法令に基づく場合(第1号)」や「公衆衛生の向上・・・のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき(第3号)」には、本人の同意なく個人情報を第三者に提供することが許されます。

獣医師が虐待の通報する行為は、法律上の義務に基づくものですので、個人情報保護法違反とはなりません。

4. まとめ

このように、今回の動物愛護管理法の改正により、獣医師は、虐待を受けたと思われる動物を発見したときは、遅滞なく、都道府県知事その他の関係機関に通報すべき義務が課されることになりました。改正法は、2020年6月施行予定です。

動物虐待に対しては、社会全体として厳しく対処するようになってきています。また、「動物虐待は凶悪な犯罪の予兆である」という意見もあり、過去には、殺人事件等の重大事犯に至る過程において、動物虐待が存在していたケースもあります。今回の改正は、「動物虐待」に対する厳罰化を押し進めるものといえます。

皆様も、診療現場において虐待の疑いある動物に遭遇することが今後あるかもしれません。その際は、「動物虐待は犯罪である」として、躊躇なく行政に相談・通報する姿勢が求められます。

以上

もう面倒じゃない！パスワード管理

河合 琢斗

皆さま初めまして。今回の初めてこちらの記事寄稿をさせていただきました、河合琢斗と申します。父が獣医をしていた関係で今回のご縁に至ります。このような会報に対していち大学生である私が寄稿できるということに戦々競々としておりますが、自身の日々の学びを皆さまにも共有するような気落ちで精一杯書かせていただきました。元々、何をするかも特に決めることもないまま今の大学に進学し、なんとなくで始めたアルバイトの業務内容がホームページの更新でした。そこからIT、webの世界、もっと言えば商売の世界に興味を持ち1年後に独立、現在に至るまで2年間ホームページの作成やwebアプリの開発、加えて既存のwebサービス同士を組み合わせる経営課題に対して提案ごとを行うというようなことをやってきました。「プログラミング教育が始まる！」などと言われ始め、社会はどんどんITが身近なものに、もっと言えばITを使って何かを作るということですら当たり前の中になりつつあります。そうした潮流は、時代についていけずに置いてけぼりにされてしまう人たちがたくさんいることを忘れがちです。

実際私も3年前まではパソコンとインターネットの違いもよくわからないような状況でした。ですので、ビジネスをする上では常にコミュニケーションに気をつけています。「専門的な言葉をどう伝えればお客さんに解釈をしてもらえるか」「お客さんがやりたいことはなんだろうか」こうした問いを常に立て続け、お客さんにとって一番良い方法での解決方法を模索しています。

今回、ITを利用する上で重要なセキュリティ、特にパスワードについての情報をお届けいたします。

もう面倒じゃない！パスワード管理

自分が今、いくつのサービスにパスワードを登

録しているか、考えたことはありますか。銀行口座のパスワード、メールのパスワード、病院や大学の内部で使うポータルサイトのパスワード、通販サイトのパスワード…数が増えれば増えるほど覚えるのも大変ですよ。『どこでも共通のパスワードを使っている』という方もいるかと思いますが、これは非常に危険です。ここでは、なぜパスワードの使い回しが危険なのか、そしてもう使い回しをやめたい方や紙のメモで管理している方におすすめしたい、パスワード管理ツールを紹介します。

使い回すべからず

複雑なパスワードを使っても、使い回しをすると不正ログインをされてしまう危険性があります。その理由をご説明します。安全に作られているサービスには、パスワードは直接保存されておらず、代わりに元々のパスワードがわからない形に変換した「ハッシュ」と呼ばれるものが保存されています。サイバー犯罪者はサービスを攻撃してハッシュを奪えたとしてもパスワードは奪えず、不正ログインは出来ません。もしも世の中全てのサービスがそうやって安全に作られていれば安心できたのですが、残念ながら、パスワードをそのまま保存している危険なサービスは多く、サイバー犯罪者はそういったサービスからパスワードを奪ってはその一覧を売り買いしています。もしあなたが使い回しているパスワードが流出してしまった場合、あなたが使う様々なサービスで犯罪者が不正ログインできてしまいます。



安易で短く設定するべからず

使い回してはいけないとはいえ、簡単すぎるパスワードを使うのは更に危険です。長さが6文字以下だったり、覚えやすいからといって「123456」やキーボードをそのまま打った「asdfghjk」などに行っている場合はすぐに変えましょう。最悪の場合、これらのパスワードは1秒とかわからずに特定されてしまうでしょう。ではどうすれば良いかという、とにかく長いパスワードを設定してください。例えば、「KorehaTotemoAnnzennnaPasuwa-doDesu!」「5LittleAnimals:RabbitFerretHamsterCatDog」などは安全です。今までは辞書に載っている様な単語をパスワードに入れるのは危険とされてきましたが、通説が覆されました。一方で、記号や数字を使った複雑なパスワードは安全とされてきましたが、現在は8文字程度ならどんなに複雑でも2時間前後で破られてしまいます。

これ一つで解決：便利なパスワードマネージャーの使い方

長いパスワードを覚えるのは骨が折れます。メモに書いて厳重に管理するのは、使い回しをするよりは安全ではありますが、紛失や盗み見の危険性がある上、億劫です。ここで登場するのが「パスワードマネージャー」です。ここにパスワードを登録しておく、複数のパソコン、スマホ、あるいはブラウザでパスワードが同期されて、サイトを開いた時などに自動でパスワードを入力してもらうことも出来ます。パスワードマネージャーを導入したら最後、もうパスワードを覚えておく必要自体なくなるのです。安全なパスワード勝手に生成してくれる機能や、一定期間で勝手に変更してくれる機能もあります。これだけ便利なものにも関わらず、手元の機器で厳重に暗号化してからサーバーに送信している仕組みのために非常に安全です。パスワード管理から開放されるためにも、「1Password」「LastPass」といったパスワードマネージャーを導入してみることをおすすめします。

更なる安全のために：2段階認証

良いパスワードが設定できたら、次にやっていただきたいのは「2段階認証」の設定です。人間のすることですから、パスワードの設定やサービス製作に不備はあり得ますし、その不備をサイバー犯罪者に突かれて不正ログインされてしまうことはあり得ます。そこでパスワードに加えて、更にもうひとつログインする手順を踏む事によって、より確実に不正ログインを防ぐ方法が2段階認証です。よくあるSMSを使った2段階認証で説明しますと、パスワードを入力した後に、一定時間だけ有効なパスコードが記されたSMSメッセージが電話番号宛てに届きます。パスコードだけを不正に入手したサイバー犯罪者は、あなたの電話までも持っているわけでは無いので、メッセージを読むことができず不正ログインを許しません。全てのサービスにこの機能があるわけではありませんが、もし設定することが出来るなら、ぜひ試してみてください。

参考文献

[https://www.owasp.org/images/2/23/OWASP_Top_10-2017\(ja\).pdf](https://www.owasp.org/images/2/23/OWASP_Top_10-2017(ja).pdf)

<https://www.tomsguide.com/us/8-character-password-dead,news-29429.html>

<https://www.lastpass.com/ja/security/what-if-lastpass-gets-hacked>

河合 琢斗

島根県出身、慶應義塾大学4年生

大学生1年生のころに始めたアルバイトがきっかけでweb、マーケティング、ITの世界に興味を持ち、1年間の修行期間を経て個人事業主として独立。webサイトの作成他webアプリケーション開発、既存のサービスを組み合わせたITソリューションの提案などを主な事業として展開中。大手不動産会社、クリニック向けwebアプリの開発補助（業務委託含む）ベンチャー企業webサイト開発10件、法律事務所webサイト作成5件他（業務委託含む）。詳細なポートフォリオは<https:t-act.site>を参照。

最近の獣医師賠償責任保険の対応報告

ファイナンシャルプランナー メットプランニング株式会社 大下 真司

獣医師賠償責任保険も発足6年を経過し、会員様の間に定着した感があります。ここで、最近の支払い事例を取り上げて、その傾向を簡単にご説明させていただきます。

・訴訟事案の増加

本制度発足の時点では少なかった訴訟事案が最近非常に多く見られるようになりました。各事案の詳細は個人情報との関係で取り上げませんが、中には治療完了と思われた事例で、患者様からいきなり訴状を送られて来た、という例も報告を受けております。

訴訟事案が発生した時には、出来るだけ早くご連絡下さい。

内容にもよりますが、弁護士費用は本制度支払いの対象になる場合があります。

その時の支払額は、保険金支払限度額とは別枠となりますのでご安心ください。

・支払額の高額化

前項とも関連しますが、制度発足当時に比べて事故件数はあまり増えてはおりませんが、一件あたりの支払額は高額化する傾向が強く現れております。

今年度に入って、100万円以上の支払額の手続きを行いました事例が発生しております。

後遺障害を伴った保険事故で、患者どうぶつ様の生涯補償を行ったケースが多いようで、その場合、患者様とのお話し合い等で先生方のご苦労も大変なものと存じます。本制度のオプションにご加入頂きますと、少なくとも経済的な御心配からは解放されるものと思います。

獣医師賠償責任保険のオプションは毎年10月に更新ですが、会員様はいつでも中途加入が可能です。詳しくは、事務局にお問い合わせください。

最近の高額支払い例

犬	手術が原因で歩行障害となった。	約300万円
犬	手術が原因で失明した	約110万円
猫	避妊手術で麻酔を使用していて死亡	約20万円
犬	預かっていたところ、診察室内で飛び跳ねて骨折	約65万円
鳥	治療中に暴れて骨折	約20万円



『会員の声』 原稿募集

総務委員会では、会員の皆様に誌面作りに参加していただくために『会員の声』のコーナーを設けております。身近な情報、意見などを奮ってご投稿下さい。原稿は4枚前後（1ページ22字×22行）で執筆して下さい。

なお、個人または特定の団体等を中傷する内容等の原稿、また匿名の原稿は受け付けません。

原稿送付先 〒105-0004

東京都港区新橋5-12-2 鴻盟社ビル5階
一般社団法人日本小動物獣医師会



みらい総合法律事務所

獣医師のための法律相談

- 獣医療過誤
- 飼い主との間のトラブル・クレーム対応
- 従業員との間の労働問題
- 獣医療広告のチェック
- 事業承継、M&A・・・動物病院を運営するにあたって、お困りではありませんか？

獣医療に精通した弁護士が、獣医師が直面する、様々な法律トラブルに対応致します。

みらい総合法律事務所

〒102-0083 東京都千代田区麹町2丁目3番

麹町プレイス2階

TEL:03-5226-5755/FAX:03-5226-5756

<https://www.mirailaw.jp/>

弁護士 西尾 孝 幸
弁護士 小堀 優

法律相談・セミナー等
全国のご相談を承ります。

考えたくないですが・・・

もしも、先生のご両親様が 要介護状態になったら・・・

日小獣には、ご両親様の介護状態の時に先生の経済的補償を行う制度があります。

詳しくは、下記までご連絡ください。



メットプランニング株式会社
MET PLANNING

Met Planning Co., Ltd.

大阪市中央区南船場1-3-14
ストークビル南船場706

電話 06(6271)3321

FAX 06(6271)3320

しかも、
親が65歳の場合
月々の保険料、
440円！

(Cメットプランニング
保険金額100万円の場合)



掲載広告募集

JSAVAニュースに広告を掲載しませんか？

詳しくは、事務局までお問い合わせください。

一般社団法人日本小動物獣医師会事務局

〒105-0004 東京都港区新橋5-12-2 鴻盟社ビル5階

TEL (03)5843-7548 FAX (03)5843-7549

ニュース & インフォメーション

新規入会会員 (敬称略)

入会日：2019/6/1～11/12

所属	氏名	〒・住所	院名	電話
北海道小動物臨床研究会	高塚 恵	062-0922 札幌市豊平区中之島二条2丁目1-22 M'S中之島2F	CoUCoU ペットクリニック	011-831-1599
宮城県獣医師会	千葉 濯	989-6105 大崎市古川福沼3-13-21	あろう動物病院	0229-25-4307
福島県獣医師会	太田 大河	960-0241 福島市笹谷字上成出16-3	ささや動物病院	024-558-4711
日本小動物獣医師会千葉県支部	足立 達哉	266-0033 千葉市緑区おゆみ野南5-18-5	あだち動物病院	043-310-5432
日本小動物獣医師会千葉県支部	熊谷 茂	270-2203 松戸市六高台9-25-11	六高台動物病院	047-389-5522
日本小動物獣医師会千葉県支部	松下 時夫	271-0051 松戸市馬橋3176	松下動物病院	047-343-6126
静岡県獣医師会	石神佳代子	420-0018 静岡市葵区土太夫町17-1 さくらビル1階	静岡市夜間救急動物病院	054-269-4199
名古屋市獣医師会	鈴木 秀知	456-0053 名古屋市熱田区一番2-8-11	熱田船方どうぶつ病院	052-659-1525
名古屋市獣医師会	堀 成子	458-0822 名古屋市緑区大将ヶ根1-1107	堀犬猫病院	052-623-6860
日本小動物獣医師会大阪府支部会	武藤 具弘	573-1152 枚方市招提中町1-7-13	武藤ペットクリニック	072-857-2329
日本小動物獣医師会大阪府支部会	小林 亮介	590-0008 堺市堺区中向陽町2-1-19	小林いぬねこ病院	072-228-0105
日本小動物獣医師会大阪府支部会	菅野 秀昭	590-0521 泉南市樽井4-19-7	すがの犬猫病院	072-483-2755
兵庫県開業獣医師会	野木 晃祐	665-0034 宝塚市小林4丁目5-29	のぎ動物病院	0797-73-2076
岡山県獣医師会	赤木 洋祐	706-0012 玉野市玉1-9-6	たまの動物病院	0863-31-7350
広島県小動物開業部会	松島 伸昭	732-0054 広島市東区愛宕町3-27-1F	キャットクリニック広島	082-258-2289
広島県小動物開業部会	谷 啓輔	733-0033 広島市西区観音本町1-17-18-20	野の花動物病院	082-294-0087
広島県小動物開業部会	鎌倉 祥子	733-0811 広島市西区己斐東1-2-28	K動物病院	082-271-0222
広島県小動物開業部会	濱村 真帆	736-0085 広島市安芸区矢野西4-13-7	浜村動物病院	082-888-2211
広島県小動物開業部会	宮本 直樹	737-0032 呉市本町1-10	本町どうぶつ病院	0823-26-7676
広島県小動物開業部会	玉原 智史	737-0106 呉市広三芦1-2-9	ひろ中央動物病院	0823-75-2222
愛媛県開業獣医師会	多保 智史	791-1112 松山市南高井町1711-12	動物病院光心堂	089-975-3969
個人会員	寺井 敬	555-0021 大阪府大阪市西淀川区歌島2-1-7	レオ動物病院	06-6477-7130
個人会員	原口 宜也	868-0303 熊本県球磨郡錦町西870-1	くま動物病院	0966-38-2026
個人会員	本田 善崇	901-1303 沖縄県島尻郡与那原町字与那原3062メゾン浜1F	ほんだ動物病院	098-944-2427
個人会員	長山希世香	905-0015 沖縄県名護市大南1-4-11-1	恵動物病院	0980-43-6680

令和元年度上半期補助犬募金協力病院一覧

平素より、身体障がい者補助犬募金にご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。
多くの方々のご厚意を賜りましたこと、心からお礼を申し上げます。

【2019年4月1日～9月30日受付分】

日付	所在地	病院名および氏名	金額
4月1日	大阪府	クッキー動物病院	8,825
4月3日	広島県	ますもと動物病院, 増本多喜子	18,394
4月8日	大阪府	大東犬猫病院	17,442
4月17日	大阪府	三原台動物病院, 西本昌史	7,352
4月18日	京都府	りか動物病院	4,748
4月19日	静岡県	こやま獣医科	19,930
4月28日	岡山県	国政省	20,000
5月7日	栃木県	青木動物病院, 青木孝史	16,340
5月8日	鹿児島県	浜崎獣医科医院, 濱崎篤宏	5,000
5月8日	鹿児島県	浜崎獣医科医院, 濱崎篤宏	5,000
5月10日	和歌山県	アイリス動物病院	6,000
5月10日	栃木県	夢空間	17,160
5月14日	群馬県	アミ動物病院, 安田剛士	27,004
5月14日	大阪府	大東犬猫病院, 高光仁芳	19,316
5月15日	大阪府	会亀動物病院, 会亀昭夫	17,753
5月27日	群馬県	アリス動物病院	16,587
5月27日	群馬県	アリス動物病院	33,413
5月31日	広島県	バル動物病院	31,449
6月5日	新潟県	しおかぜ動物病院	10,190
6月20日	大阪府	山村獣医科医院, 山村恵	3,814
6月20日	大阪府	山村獣医科医院, 山村恵	1,000
6月20日	新潟県	エンジェル動物病院, 長谷川眞	25,500
6月25日	栃木県	伏見動物病院	37,538
7月5日	福島県	かまた動物病院, 渡辺茂	26,000

日付	所在地	病院名および氏名	金額
7月16日	沖縄県	おもろ動物クリニック	27,653
7月17日	神奈川県	南田中動物病院, 田中真治	29,500
7月23日	和歌山県	アイリス動物病院	5,000
7月30日	神奈川県	こやま動物病院	21,137
8月1日	宮城県	もみのき動物病院, 青山文昭	3,421
8月1日	栃木県	やまびこ動物病院	20,295
8月1日	栃木県	やまびこ動物病院	4,705
8月1日	千葉県	とらみ動物病院	30,000
8月2日	岩手県	カシワタニ動物病院	22,458
8月30日	新潟県	草村動物病院	24,547
9月9日	広島県	平野動物病院	14,929
9月30日	茨城県	栗田動物病院	31,000
		募 金 総 額	630,400

小動物医療機器の パイオニア

株式会社 **本郷いわしや**

〒113-0033 東京都文京区本郷5丁目2番8号 TEL:03-5800-1848 FAX:03-5800-2225

**創業
75年**

診察台・手術台
ケージ・各種医療機器
開業セミナー・コンサルティング

本郷いわしや

検索

編集後記

私が、学生生活の最終年度だった頃の話であるが、教授室のドアの手前に置いてあった人の医学書（内科学雑誌）を読んでいた時、教授はこう言った「その本は何か役に立つことが書いてあるかね？」私は「新しい薬（人体薬）のところに興味深く、参考になります」と即答した。教授は「医学と我々の獣医学は違うよ、基本的に異なる」といとも簡単に述べられた。

40歳半ばになるまで、先生がおっしゃりたかったことは人の医療は保険制度が充実し、高額な高度医療を含んでいることであり、獣医学はこの点が違うのだと勝手な解釈をしていた。

しかしながら、私自身がその当時の教授の年に近付くにつれ、この言葉が全く違う内容を示していることに気が付いた。すなわち、先生のお教えは、犬や猫の寿命は人の5分の1であり、短命（4.5倍速）であるがゆえにその治療内容も人の医療をそのまま適応することができない、さらに、罹患動物が助からない病気であった際には、動物の命が人と比較し短いことから、「残された家族との時間」を大切にしなければならないことをおっしゃりたかったのではなかろうか。

私は、不治の病の患者を診る時にこの教授の教えを守り診療にあたっている。

帰ってきた隅田川の一寸法師



J S A V A NEWS No.167

編集発行 一般社団法人日本小動物獣医師会

〒105-0004 東京都港区新橋5-12-2 鴻盟社ビル5階

TEL (03) 5843-7548 FAX (03) 5843-7549

印刷 太平紙業株式会社



かかりつけ
動物病院への

第一歩

飼い主さんに喜ばれる、
健康手帳をお渡ししてみませんか？

ビスカの健康手帳シリーズ



**ファミリープラスワン
ウィズキャット**
(犬・猫)



ペットの健康管理手帳
(犬・猫・うさぎ・フェレット)



動物の健康手帳
(犬・猫)

ビスカの手帳が
飼い主さんを引きつける
3つのポイント

情報提供

飼い主さんと動物の
よい関係をつくる、
動物と暮らすための
基本情報満載

定期来院

ご来院の
きっかけを作る、
充実した読み物

紹介促進

裏表紙の院名印刷や、
オリジナルデザインの
表紙で病院の
アピールを

お問い合わせ
資料請求は

VISCA 日本ビスカ株式会社

本社：〒160-0022 東京都新宿区新宿6-24-20-10F
●営業所：札幌・仙台・名古屋・大阪・福岡



0120-12-7716

www.visca.co.jp

サンプル・資料の
ご請求はこちら▶



世界初!

犬用膀胱炎承認薬

膀胱炎急性期用
抗炎症剤

新作用機序

安全性

Brenda[®]Z

動物用医薬品 要指示 指定

ブレнда[®]Z

【成分名】 フザプラジブナトリウム水和物

【効能・効果】 犬：膀胱炎急性期における臨床症状の改善

【用法・用量】 本品1バイアルを1mLの日局注射用水で溶解し、犬の体重1kgあたりフザプラジブナトリウム水和物0.4mg(無水物として)を1日1回、5日間静脈内投与する。

